



ただいたところでございますが、ここが大切な点でありまして、いわば、この期間をあけることによつてそれに我々は備えることが十分にできる、この判断をしているわけでございまして、前提条件が違うということをお願いしたいところでございます。

○古川(元)委員 それは、総理がこの十八カ月間に景気、消費税を上げられるような状況をつくつていく、その覚悟はいいし、それはやつてもらわなきゃいけないんです。しかし、それでも、やはり経済というのは生き物ですから、そうでなくなる可能性だつてあるわけですね。では、その場合でもこれは上げるんですかということ聞いていたわけなんです。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 総理大臣がここで経済についてさまざまな方針を示すというのは、これは国際社会に与えるインパクトを、マーケットに与えるインパクトも含めて、よくお考えいただきたい。総理大臣たるものは、そういうことも考えて発言をしなければならぬんです。そんな簡単なことでは実はいんですよ。

ですから、私は、これは繰り返しになります。今回の判断をしたタイミングは、まさに消費税を五から八に引き上げた直後であり、その翌年に二%引き上げるかどうか、そういう判断であつたわけでありまして、つまり、前提条件が今度は大きく変わるわけでありまして、だからこそ十八カ月延期をしたというところであります。

既にさまざまな数値においてデフレではないという状況が我々はつくつていくわけでありまして、GDPのデフレ率においてもプラスに変わりましたね。そして、十二が数値として出てきているという状況があるわけでございます。繰り返すようになりますが、もちろん、リーマン・ショックのような大きな事情の変更、どこまでが事情の変更かということについては、それはそのときの政治判断で決めていきたい、こう思つていくわけでありまして、どのみち、それは法案として

国会に御審議いただくことになるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。そういう中で判断をしていくということをお願いさせていただきます。

○古川(元)委員 我々は、当然、やはり経済は生き物だから、それは、状況によつては延期とかそういうことも昨年のようにしなきゃいけない部分はあるだろう、だからこそ景気条件をつけたんです。それを削除するんですから、ということ、景気が悪くなつても上げるんですね、その確認をさせていただいているだけに、これで十分も時間をとられて本当に私は残念です。

では、こういう聞き方をしますが、先ほど来から、リーマン・ショックとか大震災のようなそういう場合には引き上げ延期の法案を出して引き上げを延期するということに述べられましたけれども、総理、昨年十一月に消費税引き上げの延期を決めた際に、民主主義の原点は税制であり、税制に重大な変更を行った以上、選挙をしなければならぬ、そうおっしゃつて解散・総選挙を打たれたわけですね。

ということは、もし仮に消費税引き上げの法案を出すような事態になつたら、そのときにはまた解散・総選挙を行う、そういうふうな理解してよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 いつ解散・総選挙を行うかということ、私は総理として申し上げるつもりはありません。そのときそのときに適切に判断したい、このように考えております。

○古川(元)委員 でも、税制に重大な変更を与えることになるんじゃないですか。そのときには、やはり当然、国民に信を問わなきゃいけないですね、総理の去年おっしゃつたことが当てはまるのであれば、そうじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、そのときそのとき、そのときの状況があります。まさに天変地異のような状況の中において政治的な判断をする中において、果たして総選挙をしていいのかどうかというのは、当然これを考えますね。だから、そ

ういうことも含めて、総理大臣はそんな簡単に、どういう状況であれば解散しますかというところは言わないんですよ。そんなことを言う総理大臣というのは恐らくないかと思つております。

今すぐ私は解散・総選挙をすることはありませんが、この先どういう状況で解散・総選挙をするということについては、適切に判断していきたいと思つております。

○古川(元)委員 私は、総理がそういう個別の判断をするかどうかじゃない、論理的に、論理の問題として聞いています。論理の問題として、税制のそういう重大な部分に変更を加えるのであれば国民に信を問うべきだというのは、それは総理がおっしゃつた言葉じゃないですか。

そうであれば、論理的に、そこにまた変更を加えることになる、再延長するようなそういう事態になつたら、それは当然時期はあるかもしれない、でも、そこはやはり国民の信を問う。それは、総理の考え方を、まあ総理がそのまま総理をやつていければという前提でありますけれども、そのうであればそういうことになりませんかということ聞いています。別に、このときに解散・総選挙をやりませんかということ聞いています。じゃなくて、総理の論理からいえばそういうことになりませんかということを確認しているだけなんです。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 私が……(発言する者あり)それは想像されるのは御自由ですが、私が今言えれば、私がそれで解散するということになるわけでありまして、今申し上げましたように、その事態というのは、まさにリーマン・ショックあるいは天変地異の状況ということになれば政治判断をするということをお願いしているわけでありまして、それは、そのときの状況によつては、とても選挙を行うことのできない状況も考え得るということでありまして。

昨年総選挙を行ったのは、全くそういう状況ではありません。まさに景気判断事項を用いて、まあ、景気判断事項を用いても法改正はしなければ

ならないわけでありまして、そういう上において、代表なくして課税なしという考え方、まさに我々はつとそれを主張してきたわけでありまして、当時の野田総理に對してしましても、当時の谷垣総裁は、こういう大きな変更を行う以上、あなたは法律を通す前に解散・総選挙をするべきだと我々は強く求めてきたわけでございます。そのときの民主党はまさにそれをやらずに、国民から厳しい審判を下されたらどうか、このように思つてございまして。

そこで、今申し上げておりますように、そのときの状況に鑑み、適切に判断をしていくということになるんだったら、このように思います。

○古川(元)委員 総理、御自分が解散の根拠として、税制の重大な部分に変更を加えるときには国民の信を問うべきだとおっしゃつたんです。論理的に言えばそうなるんじゃないですかということ聞いています。その、そこは誠実にお答えをいただかないと、本当に御都合主義で自分の好き勝手なときに解散をするというふうには、そういう総理の発言を聞いています。聞かえないうです。この議論を続けても、これは時間が無駄ですから、次に行きたいと思つております。

次に、私は、消費税の逆進性対策について御質問したいと思つております。

私たちは、低所得者の人ほど所得に占める消費税負担割合が大きくなるという、いわゆる消費税の逆進性を緩和するための対策は必要だと考えております。そして、その対策としては、我々の政権のときに、私も担当大臣として法案の提案までいたしました、マイナンバーを活用して、そして、低所得者の人に消費税を還付する制度、いわゆる給付つき税額控除を導入すべきだということを考えております。現在行われている簡素な給付措置をもつと拡充すべきだ、そういう立場であること、をまず申し上げたいと思つております。

規定をされております給付つき税額控除と複数税率について伺いたいと思います。

この給付つき税額控除と複数税率、これを見ていただきますと、全く同じ文言が使われて、両方とも、「低所得者に配慮する観点から」、給付つき税額控除の導入について、あるいは複数税率の導入について、「様々な角度から総合的に検討する」、そういうふうには規定されているんです。

ただ、ちよつと、ここで、私、この質問準備をさせていただいたことがあります。

そこで、これは麻生財務大臣にお伺いしたいんですが、法律上は複数税率という言葉が使われているんですが、ところが、与党の税制改正大綱を見ると、いつの間にか、複数税率じゃなくて軽減税率という言葉に変わってしまっているんですね。これは、いつ、どこで、誰が、何のために、これを法律の文言から変えちゃったんですか。

○麻生国務大臣 平成二十五年以降の与党税制改正大綱において軽減税率と記載されるようになったと承知しておりますが、与党における議論の内容については、ちよつと政府としてお答えする立場にはないのもう御存じのとおりだと思います。

ただ、一般論として申し上げさせていただきますが、複数税率であれ、軽減税率であれ、いわゆる消費税の適用税率が複数であるという意味においては基本的には同じなんですけれども、今、いつからと言われれば、二十五年以降の与党税制改正大綱だと記憶しています。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

これは、軽減税率という、何となく、いかに税金が安くなるという感じがありますよね。ですから、正確に理解を国民の皆様にしていただくためには、軽減税率じゃなくて、むしろ複数税率、大臣が言われた、やはり複数税率という言葉を使わなければならないと思うんです。

これは、軽減税率が入れば、後からの議論でもありますが、結局、その分だけ税収が減る。そうす

ると、標準税率が上がって、低くなるものもあるけれども、税率が高くなる、そういう品目もたくさん出てくるんですね。ですから、軽減されるものもありませんが、逆にもっと、重課されるものも出てきちゃうんです。

そういう意味で、やはり複数税率という言葉を使ひ、総理や大臣には使っていただきたい。与党の方々はいろいろな思いがあつて軽減税率という言葉を使つておられるのかもしれないんですが、やはり、国民の皆さん方にきちんと理解していただくためには、複数税率という言葉を使つていただきたいということをお願いをします。

ただ、この法律で、この給付つき税額控除と複数税率というのは、両方検討することが法定されているんですけれども、私が仄聞する限りでは、政府・与党内で、この法定されている給付つき税額控除の検討は行われていないというふうに思いますが、これはどうして行われていないんですか。

○麻生国務大臣 どうしてと。

税制抜本改革法の中におきまして、古川先生が言われた低所得者への配慮として、いわゆる給付つき税額控除と軽減税率、複数税率、同じことだと思ひますが、これは一緒に検討されております。

このうち、軽減税率につきましては、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者への事務負担等の課題がある一方で、傍ら、この給付つき税額控除につきましても、所得の把握、資産の把握の問題、そして執行面での対応の可能性など、両方も課題があることははっきりしておりますので、こうした中で、与党の中においては、平成二十七年の与党税制改正大綱を踏まえて、軽減税率に

関して検討が進められているものと承知をいたしております。政府といたしましては、この与党の検討状況をよく伺つた上で、低所得者への配慮等々についていろいろこれは検討せねばならぬ問題だ、さように考えております。

〔平沢委員長代理退席 委員長着席〕

○古川(元)委員 与党は軽減税率がいい、複数税率がいいと考えているから、そういうふうでいいかもしれないんですが、政府は、これはきちんと法定されているんです。ちゃんと政府内で、給付つき税額控除、それは、こういう御指摘があるように、さまざまなクリアしなきゃいけない問題もあります。ですから、きちんとその点をやはり検討するということをするべきだと思いますが、どうですか。

○麻生国務大臣 言われるまでもなく、これはいろいろな方法があるということにはつきりしておりますので、要は、目的は、低所得者に対する逆進性の話からこれが出てきておりますので、どちらの方がより負担が少なく、いわゆる事務手続の負担とかいろいろありますので、そういったものは、負担が少なく、より公平にいくか。軽減税率という、これは、何だ、一つのものを決めれば、お金持ちの人もみんな安くなるんじゃないかという話等々、いろいろ御批判があるのはよく知つておりますので、そういったものを含めて検討せねばならぬ問題だ、私どももそう思います。

○古川(元)委員 では、今やられていないようですけれども、政府内できちんとこの給付つき税額控除を検討していただけるんですね。そして、そういう問題点とかなんかも含めてちゃんと、今、軽減税率、いろいろ資料が出されているように、きちんとこの給付つき税額控除についても、ちゃんと政府の中で具体的な検討がなされるというふう

に理解してよろしいですね。○麻生国務大臣 平成二十五年、一昨年の二月の三党合意において、低所得者対策については、引き続き協議を行うということとされておりますのはもう御存じのとおりなので、お尋ねの給付つき税額控除というものにつきましても、この三党合意のつとめて取り扱われるものと承知をいたしておりますので、まずは与党において検討の状況等々を踏まえる必要があるとは存じますが、

私どもとしては、いついかなる場合でも対応できるように検討しておかねばならぬ問題だと思つております。

○古川(元)委員 これは法律にも書かれている話ですから、しっかりと政府の方も協力していただきたいと思ひます。我々もしっかり検討していただきますから、そこに対してぜひ政府も協力をしていた

私、ちよつと消費税率の論議が国会で行われていた昭和六十三年に大蔵省に入省しまして、最初の配属先が主税局。きょう隣に座つていただいている岸本さんのもとで、私は、消費税率導入の最後の、一番末端ですけれども、そういうところに携わりました。

このとき感じたのは、当時、竹下総理でありましたけれども、消費税率導入のために、竹下総理を先頭にして、本当に多くの人たちがどれだけの汗と涙を流したのか。そういうものを間近に見ていました。

総理のお父様、当時、たしか幹事長だったと思ひます。幹事長として、党内に大変な反対がある中で、先頭に立つて、消費税率導入に向けて御尽力をされた。

私がそういうものと、その末端にいた者として、この複数税率を導入するということは、平成元年に導入されて今まで続いてきた消費税率の仕組みの骨格を大きく変えることになつて、あの消費税率導入のために苦労した先人たち、その人たちの労苦を水の泡にしてしまふ、そういうことになつたりかねない、私は、これは大変大きな制度変更になつておるんだと思つています。

だからこそ、私は、その検討を行うに当たつては、消費税率導入の際に行われた議論というものをもう一度ここで再確認することが極めて重要だと思ひます。

そこで、総理に伺ひますけれども、消費税率導入以前には、個別物品税というのがあつたんです。しかし、消費税率導入のときに、ほとんどの個別の物品税、若干は残つております、自動車などは特

にその典型でありますけれども、そういうものを廃止して、消費税を導入したんです。その理由はどこにあったのか。総理、覚えていらつしやいますか。

○安倍内閣総理大臣 当時、私は、幹事長であった父の秘書をしておりましたが、消費税導入前においては、奢侈性や便益性などに着目して、これはいわばぜいたく品だ、そうではない、そういう区別をしながら、また、便益的なものかどうかというところに着目をして課税する物品税がありました。

物品間での課税の不均衡が生じる、あるいは、消費の多様化、サービス化が進む中で、サービスに対する課税が行われていないなどの問題点があったところから、消費税の導入は、こうした間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決していく、あるいは、税体系全体を通じる税負担の公平を図るとともに、これはいわゆる、当時よくあつた直間比率の是正ということだつたと思うんですが、それと国民福祉の充実等に必要なる歳入構造の安定化に資することを目的としていた、このように承知をしているわけでございます。

そこで、今、恐らく委員がおつしやろうとしておられることは、あのときも、例えば、軽減税率といふことになる、まあ複数税率という言い方でもいいんですが、自分のところは軽くしてもらいたいというところが、当然、これは起つてくるわけでございます。それをどう果たしてさばいていくことができるかどうかという課題も当然ある、このように思います。

○古川(元)委員 今総理が最後におつしやいましたけれども、要するに、さばき切れない、個別の間接税で、物品税では、何に課税して、これは課税しないとか、もうさばき切れない、だからこそ、これは広く一律に税負担をお願いする、そういう消費税を導入したんです。

ところが、複数税率を導入すると、これは個別物品税を復活するのは基本的に変わらないんだと思います。その問題点、これはなかなか

かわかりにくいんですけれども、うまく説明できる資料を私は見つけました。

当時、主税局で消費税の広報を担当していたんですけれども、そのときに、ちよつと皆さん方に資料、これはテレビの方にはないんですけれども、「仙人、消費税を語る」という、自民党から依頼をされて、私達役所の中でつくつたものなんですけれども、広報の資料。この三波仙人というのは、三波を三波仙人という、なかなかしやれた名前前で、それで、この文章の中の課税という言葉は標準税率、そして非課税という言葉は軽減税率というふうに読みかえると、複数税率を導入することの問題点というのがすごくよくわかつてくるんです。

少し読ませていただきたいと思います。せめて生活に絶対必要な基礎的な消費は軽減税率にしたらどうかという意見がある。なるほどと納得して、例えば日本人にとつて最も基礎的な食料品である米を軽減にしたとする。その途端に、ではパンは、うどんはとなる。パンもまあ基礎的な食料品だと言へば、パンと菓子の境目をどこに引くかということになる。うどんが軽減税率となれば、うどん粉は、小麦そのものはとなる。どこかで標準税率、軽減税率の線を引きだす途端に、不公平だという声が噴き出てくるのは目に見えている。

後いろいろな書いてありますけれども、これはぜひ、自民党の方々、麻生大臣は当時もいらつしやつたからわかると思うんですけれども、消費税導入後に議員になられた方々は、先輩方がどれだけの苦労とどういふ問題意識を持って消費税を導入したのか、よく、多分まだ自民党にも残っているんじゃないかと思つて、資料で確かめ、皆さん読まれるかと思つて、資料で確かめ、これは極めて大きな問題があるんです。

それだけじゃなくて、そもそも、軽減税率を入れる、複数税率を入れて軽減税率を導入する、その目的は、最初に申し上げた、逆進性の緩和にあるというんですけれども、逆進性の緩和にはなら

ないという試算もあるんです。

これを見ていただくと、これは中央大学の教授の森信教授が行つた試算なんですけれども、これは一定の仮定を置いてあります。一〇%になつたときに、生鮮食料品を三%軽減して七%にしたとす。そのときに、世帯収入三百万未満の世帯に一人当たり三万円、三百万から四百万未満の世帯に一人当たり一万五千円の給付つき税額控除を行う場合。これはその場合と比較した表なんです。

これを行うための財源としては、軽減税率の場合には五千四百億円、給付つき税額控除の場合には四千六百億円。この負担軽減策を行うのに必要な財源は、この試算の場合には給付つき税額控除の方が少ないですね。

しかも、これを見ていただきますと、低所得の人たち、低所得層の消費税負担割合、軽減税率の場合には、低所得の人も高所得の人も同じように、要するにその軽減対象を消費すれば恩恵を受けますので、そういう意味では、逆進性というのは、ここを見ていただくように、所得の低い人ほど消費税が年間収入に占める割合が高いところ、逆進性なんですけれども、これを改善する効果はこの試算では全く出てこないんです。

ところが、低所得の人たちに給付つき税額控除という形でこの手当てを行うと、この赤いのを見ていただくとわかるように、大きく低所得の人たちの消費税の負担割合が減つていくんです。ですから、こういうことを見ますと、軽減税率というのは逆進性緩和にほとんど寄与しないということが言えるんじゃないかと思つて、どうですか。

○麻生国務大臣 いい指摘ですよ、これは。間違つてはいりません、自信を持っておかれて大丈夫ですよ。

消費税の軽減税率制度、これはさまざま御意見があるんですが、例えば、昨年の与党税制協議会で行つた各種団体とのヒアリングにおいても、痛税感を緩和するといった意見があつた一方、高

所得者にも恩恵が及ぶじゃないか、また、対象品目の合理的な線引きが困難じゃないかと。導入するときと同じ話がこのときも出ております。

いわゆる税率区分が変更されれば、これは時の判断で消費税率が揺るがせられることになるのではないかと、また、多額の減収が出た場合においては、いわゆる社会保障財源に影響するんじゃないかと、事務負担がえらいふえるんじゃないかと。

これはいろいろな御意見が出たところなのであつて、与党においては、こうした懸念を踏まえつつ、二十七年度の税制改正大綱の中でいろいろ検討してまいります。御指摘にありました点は、昔から言われている話でもあり、これは間違いないかと一考に値する御意見だと私もそう思つております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

何となく、最近、世の中の的にはもう複数税率、軽減税率の導入で決まつたかのような、そういうような風潮が流れているんですけれども、今、財務大臣からお話があつたように、これはさまざま問題があるんです。やはりそのところはきちんとして国民の皆さん方にお示しいかなきやいけない。

同時に、我々が主張している消費税額還付、いわゆる給付つき税額控除も、法定されているんですから、きちんとやはり検討してもらいたい。両方ちゃんと比較考量して、そして国民の皆さん方にきちんとわかつていただいで、その上で、それでもあえてこの制度を選ぶのかどうか。

まさに、これは本場に、先ほどの総理の話でいえば、税制の重大なところに大きな変更を与えるような話なんです。ですから、ここはやはりしっかりと議論していただいで、これは国会の場でやはりきちんとやつていきたいと思います。

特にこれは、自民党の先生方は、これも本場に繰り返すんですが、先人たちの思いを、この複数税率導入によって、根本から台なし

平成二十七年三月二十六日印刷

平成二十七年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D